

株式の併合に関する事後開示書面

(会社法第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める書面)

2021 年 12 月 14 日

サカイオーベックス株式会社

2021年12月14日

福井市花堂中2丁目15番1号
サカイオーベックス株式会社
代表取締役社長 松木 伸太郎

株式の併合に関する事後開示事項

当社は、2021年11月9日開催の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）における決議に基づき、2021年12月14日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたしました。

本株式併合に関する会社法第182条の6第1項及び会社法施行規則第33条の10に定める事後開示事項は以下のとおりです。

1. 株式の併合が効力を生じた日（以下「効力発生日」といいます。）

2021年12月14日

2. 会社法第182条の3の規定による請求に係る手続の経過

当社の株主から当社に対し、本株式併合の効力発生日までに、会社法第182条の3の規定による請求は行われませんでした。

3. 会社法第182条の4の規定による請求に係る手続の経過

当社は、2021年11月10日付で、本株式併合に関する会社法第180条第2項各号に掲げる事項を電子公告の方法により公告いたしましたが、効力発生日の前日までに、会社法第182条の4の規定による株式買取請求は行われませんでした。

4. 株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数

12株

5. その他株式の併合に関する重要な事項

- (1) 当社は、会社法第180条第2項の規定により、本臨時株主総会における決議に基づき、本株式併合を実施いたしました。
- (2) 当社株式は、2021年12月10日付で、株式会社東京証券取引所市場第一部において上場廃止となりました。
- (3) 本株式併合により、当社の株主はサカイ繊維株式会社及び株式会社シティインデックスイレブンスのみとなっております。

以上